

資料名称	第2回杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な 考え方検討部会会議録	
日時	令和4年7月29日（金） 午後2時から午後4時30分まで	
場所	杉並区役所 第2委員会室（中棟4階）	
出席者	委員	浅見委員（部会長）※、加藤委員※、佐藤委員、細川委員、水町委員※ （※オンライン参加）
	事務局	岡本デジタル戦略担当部長、黒澤情報管理課長、倉岡情報公関係長
傍聴者	2名	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料4</span> 第1回 議題論点シート（前回議論の確認用）</li> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料5</span> 基本理念（案1）、基本理念（案2）</li> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料6</span> 第2回 議題論点シート</li> </ul>	
<p>【会議内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 前回議論の確認</li> <li>2 議題 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）区の基本理念について（再検討）</li> <li>（4）情報公開条例との整合性（不開示情報の範囲）について</li> <li>（5）個人情報登録簿の作成・公表について</li> <li>（6）審議会への諮問に関する規定について</li> </ol> </li> </ol>		

<p>浅見部会長</p>	<p>それではただいまより第2回杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方検討部会を開会いたします。</p> <p>初めに、事務連絡について、事務局からお知らせ願います。</p>
<p>情報管理課長</p>	<p>本日は、佐藤委員、細川委員が区役所からの参加、浅見部会長、加藤委員、水町委員はオンラインでの参加となります。</p> <p>音声は届いておりますでしょうか。音声が届いておりましたら、恐れ入りますが挙手をお願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。音声が届いていることが確認できました。</p> <p>それでは、会議の開始前に、オンラインを活用した部会進行の注意点を確認させていただきます。発言者を明確にするために、発言する委員及び区職員は挙手をして、部会長の指名を受けてから発言をお願いいたします。</p> <p>また、委員の〇〇ですなどと、名乗っていただいた上でご発言をお願いいたします。部会長が発言者を特定できない場合などは、事務局で適宜サポートさせていただきます。また、オンラインで参加される委員におかれましては、発言時以外はマイクをミュート状態にさせていただくようお願いいたします。本会場にいらっしゃる佐藤委員、細川委員がご発言の際、マイクについては集音マイクがございますので、前回のような細長いマイクはお使いいただかなくて大丈夫でございます。会議中にオンライン参加の委員の通信が遮断し、すぐに再接続できないなどトラブルが発生した場合は、事務局に携帯電話をご用意してございますので、事前にお伝えしている番号の方に、ご連絡をいただければと思います。また、前回と同様に本部会の議事内容の確認のため事務局による録音をさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からの事務連絡は以上でございます。</p>
<p>浅見部会長</p>	<p>それでは次に、事務局から本日の配布資料についてご説明をお願いいたします。</p>
<p>情報公開係長</p>	<p>それでは配布資料について、ご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。</p> <p>まず、本日の部会の次第がございます。次に、資料4としまして、前回の部会における議論を確認するための資料をご用意しております。続きまして、資料5としまして、前回の部会で頂戴したご意見を踏まえ基本の理念案を条文形式で整えたものをご用意しております。続きまして、資料6、第2回議題論点シートでございますが、こちらは今回ご検討いただきたい議題について、関係規定や課題などをまとめたものでございます。その他議論の参考資料としまして、今回の条例の改廃等に関する法令、国のガイドラインなどを綴ったファイルをご用意させていただいております。なお、今回議論させていただく内容に合わせまして、前回の参考資料に追加をさせていただきます。ナンバ12、13 としまして、杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例及びその条例の施行規則、ナンバ14、15 としまして、</p>

	<p>杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例、及びその条例施行規則がございます。</p> <p>お配りした資料は以上となりますが、資料の不足等がございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。オンライン参加の皆さんのお手元のご用意は大丈夫でしょうか。</p> <p>配布資料の確認は以上でございます。</p>
浅見部会長	<p>それでは式次第の2番目、前回議論の確認に移させていただきます。前回、7月4日に開催した第1回部会における議論の確認について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
前回議論の確認について	
情報公関係長	(資料4に基づき、案件について説明する。)
浅見部会長	<p>ただいまのご説明、また、資料4について、ご質問ご意見がある方いらっしゃいますでしょうか。</p>
水町委員	<p>資料4の内容について確認したいという意味で、ちょっとその前提としてお聞きしたいのですが、資料4みたいな形式で、この部会から、審議会本体のほうに報告みたいな形で上げるのでしょうか。</p> <p>また、この部会の議事録というのは作成せずに、資料4の形式が議事録という形になりますでしょうか。</p>
情報公関係長	<p>資料4の形にするかどうか最終的に報告というスタイルというものにするかちょっとこれから検討していこうかというふうに考えているところでございますが、この資料のまま報告という形にすることは予定しておりません。</p> <p>また、議事録につきましては、前回から事務局の方でテープ起こしをしているところで、まだ今日は間に合っていないんですけども、今後皆様にテープ起こしをした内容をご確認いただく予定でございますし、ご確認されたのち、ホームページ等で公表していきたいというふうに考えております。</p>
水町委員	<p>その最終報告のほかにもどういう議論があったかというのも重要なことだと思うので、お伝えしたいのですが、前回の会議の時に、そもそもこれまでどおりの保護を保っていくのかとか、いろいろ私の方からお話ししたことがあると思うんですけども、ちょっと資料4には入っていないで、資料4では審議会でも報告しないということなので、その辺はどういうふうに、別にそれをご用意くださるってことですか。</p>
浅見部会長	<p>水町委員のご意見は、前回発言した意見が、資料のどこにも反映されていないという、そういうことでしょうか。</p>
水町委員	<p>部会委員からの主なご意見っていうところに例えば議題(1)の基本理念のところ、2点目のところなんですけれども、このコメントをする前に結局この改正個人情報保護法で、条例が大体廃止になると、審議会の機能も縮小みたいな、方向性が国から示されているんですけど、それ自体についても、</p>

	<p>疑義を唱える方っていうのもアカデミア、弁護士含め、いろいろいらっしゃる中で、区としてもこれまで個人情報保護の取組をされてきた中で、どのような保護を今後図っていくのが大事であって、基本理念も重要ではありますが、基本理念に定める内容であるところの、今後も同様の姿勢で個人情報の保護に努めることっていう、具体的にどうやって、個人情報の保護に努めていくのか、それを示していただいて、議論していくことが重要じゃないかとかそんなようなこと言ったと思うんですけども、その辺りがどこにも出てきてないんですが、結局それが私は重要だと思っているのですが、ここで意見したことが、結論としては私の意見なんで別に最終報告にそれが全く入られなくてもいいんですけども、こういう意見があったよ、こういう議論を重ねて、最終報告としてこうなって審議会に上がるっていうのを、そういう手続きを取るべきだと思うんですが、どう考えてらっしゃるのかを伺いたいです。</p>
情報管理課長	<p>本日配布しております資料4につきましては、論点シートということで、前回いただいたご意見の中のすべてを取り上げるということがちょっとできてはいないんですが、まずいただいたご意見、会議の中で出たご発言ご意見につきましては、議事録という形でまず公開することを予定してございます。</p> <p>また、部会の中で検討いただいた内容というものにつきましては、後日、審議会のほうに報告として上げることを予定してございます。先ほど発言にありましたとおり、この資料4のシートそのものを報告として上げることは、今のところ想定してはございませんので、報告として上げる際には、これまでの議論を踏まえた上で報告という形にしていきたいと考えているところです。</p>
浅見部会長	<p>ただ、この資料4のシートの主な意見に書かれてないのに報告には書かれるというのは何かすごく違和感があるんで、もし前回の例えば水町委員や他にももしかしたら出るかもしれませんけれども、私としては、極めて重要なことを言ったつもりだっていうものが落ちてしまったものについては、資料4に反映させておいた方がいいんじゃないですか。</p>
情報管理課長	<p>追加や再修正という形で反映するという形で検討したいと思います。</p>
浅見部会長	<p>いわゆるそういう扱いでよろしいでしょうか。</p>
水町委員	<p>はい、ありがとうございます。違う点でもう1点よろしいですか。議題(2)－3のところの部会委員からの主なご意見なんですけれども、ちょっとまだこれが最終報告じゃない云々なら表現はいいかもしれないんですけども、まずそもそも最終報告のたたきにしていくんですよね。最終報告ではありません、だから大丈夫と言われてここは精査しないでいいですってなっちゃうとちょっと意味がわからないので、最終報告のたたき台になるという前提でお話しますが、「地方公共団体は導入に消極的で多くの地方公共団体は手数料の規定を設けない」という書き方に意見がなっていて、やっぱり匿名加工がちゃんとできるかってのは重要で、リスクがあるっていうのはその通り</p>

	<p>なんですけども、そのあとの最終行のところで、地方公共団体は導入に消極的で、</p> <p>多くの地方公共団体は手数料の規定を設けないっていう断定で書いてあるんですが、2,000 団体すべてを調査したわけではないので、導入に消極的かも調査してないですし多くの団体が手数料の規定を設けないかも調査していないので、断定でここに書くわけにはいかないと思うんですよ。こういうリスクがあるので、現状だと、5 団体にとどまっています、現状は導入に消極的であることは確かに事実だと思うんですが、ただ改正法下で、どれぐらいの自治体がこの制度を入れるかっていうのは、まだ見えてこないし、統計調査があるわけではないので、ちょっと表現をもうちょっと、適正な表現に修正いただきたいというふうに思います。</p>
情報管理課長	<p>今いただいたご意見のとおり、確かに断定調の記載になってございますので、ちょっとご意見を踏まえて、表現については、修正といたしますか、見直しをさせていただきたいと思います。</p>
水町委員	<p>見直した後の内容もちゃんと見せていただきたいです。最終報告で直しますって言われちゃうと記憶がどんどん薄れていきますので、次回には必ず直して見せていただかないと、こちらとしても困るので、手続はきちんとやっていただきたいと思います。</p>
情報管理課長	<p>修正した内容につきましては本日の部会が終了したのち、修正作業等に入らせていただいて、3 回目の部会の始まる前までには、皆様に共有をさせていただいて、ご確認をいただきたいと考えてございます。</p>
浅見部会長	<p>他に、この意見は言っていないとか逆にこの意見言ったのに、資料 4 に反映されてないとかっていう、委員はいらっしゃるでしょうか。</p> <p>あるいはその他、資料 4 についてのご質問とご意見はありますか。大丈夫ですか。</p> <p>それでは、前回議論の確認はこれまでということで、次に移りたいと思います。</p> <p>そうしましたら、本日の議題に入りたいと思います。まず、議題（1）区の基本理念についてですが、先ほどの説明にあったとおりに、これについては今回継続審議ということになって、事務局の方で条文案を作って皆様にご提示してもう 1 回議論しようということになったと思います。事務局からこの資料、あるいは事務局案をご説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
議題（1）区の基本理念について（再検討）	
情報公開係長	<p>（資料 5 に基づき、案件について説明する。）</p>
浅見部会長	<p>それでは、今のご説明について、ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
水町委員	<p>法律の施行条例っていうことなので、法律に反してはいけないと思うんですね。ただ、ちょっとこの基本理念、特に案 1 だと法律に反しているって</p>

	<p>うか、ちょっとこれはそのまま出しちゃうと、かなり問題があるんじゃないかなというふうに思います。</p> <p>具体的には、もちろん個人情報の利活用っていうのは重要なことは事実で、保護して金庫でしまっておけばいいってわけじゃなく、もちろん個人情報を適正に利用することで、きちっとした行政をやらなきゃいけないことは当然なんですけれども、法の目的っていうのが、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することが目的であって、そもそも個人情報の保護に関する法律なので、目的が保護なんですよね。案1だと、目的は保護ではなく、区民福祉の増進と適切かつ円滑な行政運営になっていて、個人情報の保護が目的ではちょっとなくなってしまうというふうに読めます。やっぱり「〇〇とともに〇〇をすることで、もって〇〇」っていう最後の部分が、目的であるっていうふうに、条文のお作法としてはなっているので、最後のさらなる区民福祉の増進と適切かつ円滑な行政運営が、この施行条例の目的と読めてしまうと、法律にも反するし、個人情報の保護っていうそもそもの題名とも違ってきます。</p> <p>あと言いたいのは、このような中って案1の第2段落のところ、個人情報の保護に向けた取組に誇りを持ちるところまではいいんですけども、これを維持向上させるよう努めると、維持向上が努力、頑張ればいいって、個人情報保護する責務がかかってなく、もちろん法律が勝つので、そういう意味では個人情報保護法はかかっていると思うんですけども、ちょっとこの個人情報の保護は努力義務で、個人情報のこれまでの取組で維持向上は努力すればいいんだけど、情報技術の活用した先進的施策は実施するになっていて、これは努めじゃなくて、実施になっていて、これを実施することは確実なんですか。それに対して個人情報の保護の維持向上は努力すればよくて實際上、低下しても保護されなくてもいいみたいな文になってしまっていてちょっと保護とは言いがたいと思います。</p> <p>案2の方だとまだ第1項のほうは努力義務じゃなくて義務になっているんですけども、何かちょっと個人情報の保護っていうのが薄すぎる気はします。何を目的にこの基本理念を作ろうとしていたのか、論点シートの事務局案より、ちょっと保護が薄い感じを受けました。</p>
浅見部会長	事務局から水町委員のご指摘に何かご意見とかありますか。
情報管理課長	今いただいたご意見を聞いていまして「これを維持向上させるよう努めるとともに」という記載をしていますが、確かにおっしゃるとおり、これですと、努力義務のような形に読めてしまうなというような感想を持ちました。
浅見部会長	<p>確かに水町委員のおっしゃるとおりに特に案1は主格転倒というか、最終的に保護しなきゃいけないっていう目的が、ちょっとやっぱり逆になっているのは、ご指摘されてなるほどなと思いました。</p> <p>他に意見はございますでしょうか。</p>
細川委員	意見というより、いろいろ疑問だったものですから、今、水町委員がおっしゃったことと絡むかもしれないんですが、「基本的人権を尊重するととも

	<p>に」という言葉が何ヶ所かあるんですけど、ちょっと朦朧とし過ぎていて、何が言いたいかわからないところがあって、個人情報の保護と基本的人権との関係がちょっとよく見えない。基本的人権を尊重することは、公務員は当たり前のことなので、もう少しその具体的なものに絞り込んだほうがいいのかなという気はして、読ませていただきました。</p> <p>それから、「誇りを持つ」というところなんですが、誇りを持つのは、もちろん杉並区はもう全国に確たるそういう位置を築いているのでいいんですけど、それが条例に書かれることとして大丈夫なのかなという、ちょっと違っているような気がしています。</p> <p>それからもう一つ最後に、これはやり方なのかもしれませんが、区民の責務というところがありますよね。区民の責務のところ、「区の施策に協力しなければならない」という、協力しなかったら条例違反になったりする勢いなので、区民に対してそこまで言っているものか、本来法律とか条例もそうですけれど、やっぱり公権力がどう動くかを規定するものだと思うので、その辺のお考えとかあれば教えていただければと思うんですけど。</p>
加藤委員	<p>私も実は細川委員がおっしゃったのと全く同じことを言おうと思っていたので、ぜひちょっとこれは、詳しく説明していただきたいなと思っています。</p>
情報公開係長	<p>基本的人権のところと最後の区民の責務につきましては、実際、現行の個人情報保護条例の条文に書いてあるものがございまして、区民の責務については、現行のこの条例の第5条そのものになっております。あと、基本的人権につきましては、第3条第1項に、「基本的人権を尊重するとともに」と表現をそのまま使っている部分がございましてそれをそのまま引用しているところがございます。</p> <p>「誇りを持ち」といったところにつきましては確かにご指摘のとおりかなという部分がありますので、そちらについてはまた検討していく必要があるかと思いますが、他の二つにつきましてもまた訂正とか、修正とか検討していければなというふうに考えております。</p>
情報管理課長	<p>今いただいたご意見を参考にさせていただきます。今、委員のおっしゃるとおり、「施策に協力しなければならない」という表現は現行条例にあるところであるのですが、改めてみると、ちょっとウツとなるような言い方であるというご意見は、なるほどなと感じました。ちょっとまたこちらの方、事務局の方でも、再度再考させていただきたいなと考えております。</p>
加藤委員	<p>今言った最後の区民の責務なのですが、これはすごいやっぱり重要だと思うんですよ。私はこれを絶対に外すべきだと思っています。今、どこの団体、民間、国でも、世界中でいわゆるデジタル化しなくちゃいけないということを理由にして、我々が結局そこに取り込まれる、絶対に我々が協力して全部対応しなくちゃいけないっていうふうになっているんですよ。</p> <p>実際、例えば入国の際も、スマホを絶対に持たなくちゃいけない、持っていない人は全部レンタルしなくちゃいけないんですよ。必ずアプリを入れな</p>

	<p>くちやいけないとか、結局すべてそのデジタルの方に取り込んでいこうっていう動きがあるわけですよ。それが本当にいいのかどうかというのを私はものすごく疑問を持っていて、区がやっていく施策に個人情報絡みのものには全部協力していかなくちやいけないという方向にもっていくのは、ものすごく危険だなと思っているんですよね。ですので、ちょっとそれがすごい疑問だということはありません。</p> <p>もう1点は、基本的人権の尊重って、ちょっとこのニュアンスというか趣旨が私は全くわからないんですけど、何でこういうのが入っているのかもちょっとよくわかんないんですけど、一応念のために申し上げておくと、プライバシー権と個人情報は違いますよ。出所も違いますから。だから、個人情報の保護が憲法上そもそも規定されている国というのは、先進国だとドイツとヨーロッパは小国で2つぐらいしかありません。それ以外の先進国では、プライバシー権は憲法上保障されていますが、個人情報の保護を受ける権利は少なくとも現在では憲法上の規定がありません。ほとんどないですよ。だから、どういうニュアンスで言っているのかちょっとそれとダイレクトには多分繋がらない意味だろうなと思うんですけど、何かすごい漠然としているというのは全くおっしゃるとおりだなというふうに思ってちょっと聞いていました。</p>
浅見部会長	念のため、佐藤委員は何かご意見はございますでしょうか。
佐藤委員	特になのですが、現行条例を一応全文見直さないといけないんだろうなと今回の議論で思いました。今回抽出していただいたところで問題はわかったんですけど、実際は4ページぐらいしかないの、全文見直して、今回の改廃に向けた内容を決めるべきかなと思いました。
浅見部会長	そしたらちょっと事務局にはご負担をおかけして恐縮なんですけど、今回の案で我々部会の案としていいですよという訳にはいかなそうなので、今日の意見を踏まえて、もう一度部会があるのもう1回たたき台案を作っていたら第3回に出していただくことは可能ですか。
情報管理課長	引き続き、本日いただいたご意見を踏まえて、次回の部会に、また事務局案として、お示しをさせていただきたいと思えます。ご意見ありがとうございます。
浅見部会長	次回の部会で終わりなので、いつも全部の資料が整ってから送っていただくことになっていきますけど、基本理念のところだけ、できれば先に皆様にメールなどで結構ですので、先に意見をいただく場を作らないと、第3回の部会で終わらせることができないような気がするの、もし可能であればそのような対応をお願いしたいと思うんですけども。
情報管理課長	そのように対応させていただきたいと思えます。 事前にお示しをさせていただいて、そのうえで第3回部会に臨むという事にしたいと考えてございます。
細川委員	今更の話になるのですが、どのような名の条例になるのですか。

情報公開係長	まだ確定はしてないんですけれども、あくまで仮称ですが国の方から個人情報保護法施行条例という名称での策定イメージを示されておりまして、多くの自治体でそのような名称を使いつつ今検討しているというふうになっております。
細川委員	杉並区はまだ決まっていないのですか。
情報公開係長	条文案がまだできていないので、正確にこういう条文名です、と明言ができない状況ですけれども。
細川委員	国は雛形みたいなものを示しているのですか。
情報公開係長	資料のほうに差し込んであるんですけど、一応国のほうでこういうイメージでといったものを示してきているところです。
浅見部会長	他にはよろしいでしょうか。 それでは、さらに継続審議になってしまいますが、そういう整理でよろしいでしょうか。
加藤委員	事務局の方に聞きたいんですけど、個人情報保護委員会が施行条例って言い方を本当にしているのですか。
水町委員	そのようです。全国にばらまいて施行条例ということで案文も出ている。それによる以外基本NGっていう示し方で、自治体独自のものはほぼ駄目ですという示し方になっています。
加藤委員	だったらもう何か一気にそれも潰してくれたほうが早いんじゃないかと思うんですよ。そこまでやらないという話だったので、それも中途半端だなと思いつつも、蓋を開けてみたらそうなっているんだみたいに思ったんですよ。だったら、逆に手間暇かけさせないでもう法律で決め打ちでいけばいいじゃないかって、思ってしまう。施行条例というのが大体ちょっとないんですよ。条例という性質を考えた場合に、施行条例っていうのはちょっとおかしいと思うんですよ。ゼロじゃないかもしれないけど、かなり特殊だっていうか、だったら、全部法で決めればと思いますけど。それでちょっと施行条例って名前がちょっと気になりました。
情報公開係長	お配りしている参考資料の6番目の事務対応ガイドの後ろのほうに、個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージというのが出ておりまして、そちらのほうのタイトルで、何々市個人情報保護法施行条例という名称が使われているというところです。個人情報保護委員会の事務局と総務省が令和4年4月に出している資料になります。
浅見部会長	それでは、議題(1)はこれぐらいにして次の議題に移りたいと思います。議題(4)の情報公開条例との整合性(開示情報の範囲)について、事務局からご説明お願いいたします。
議題(4) 情報公開条例との整合性(不開示情報の範囲)について	
情報公開係長	(資料6に基づき、案件について説明する。)
浅見部会長	ただ今の説明に対してご質問・ご意見のある方は挙手願います。
水町委員	事務局案の考え方をもうちょっと説明していただかないとわかんないか

	<p>なと思うんですけども、情報公開請求と自己情報開示請求が制度趣旨が異なるっていうのは当たり前のことで、非公開情報の範囲に差異があるのも当然のことですけども、要はその個人情報に関する非開示情報の話です。例えば、国の安全を害する恐れとかそんなことを情報公開請求で言っているわけじゃないですよ。だから、ちょっと国が言っていることと事務局案の考え方は、あんまりかみ合っていないように思います。結局差異は生じているけれども請求者等の権利利益の保護の観点から支障が生じていないっていうのも、漠然とし過ぎていてよく意味が伝わってこなくて、例えば私が杉並区に個人情報の開示請求をしたところ、不開示になったとして、情報公開請求でもう1回開示請求し直せば開示になっちゃったら、それはやはり請求者の権利利益の方の観点から支障が生じていると思うんですね。情報公開請求で他人が他人の個人情報を請求してきたら、公務員とかの情報以外、あと公になっている情報以外は出されないっていうのは当然ですけども、もう少し細かく教えていただけますでしょうか。</p>
情報公開係長	<p>まさに自己情報開示請求というのは請求者がそのまま一個人その方個人の情報を開示するという形になります。情報公開請求というのは何人も請求できるという制度でございまして、当然情報公開請求である個人の情報を請求した場合は非開示になるけれども、個人情報の自己情報開示請求があれば、本人の自己情報につきましては当然開示になってくるといった差異が生じてくることになります。逆に自己情報開示請求で非開示になるといったところが情報公開請求で開示になるかといったところはなかなか可能性としては考えにくいところがございますので、そういった意味で条文上、差異はあるんですけども、実際にその請求者の権利利益という観点から支障はないだろうというふうに判断したといたところでございます。</p>
水町委員	<p>当たり前のことなのでちょっと意味がわかんないというかそれは当然じゃないですか。じゃあ何で国はこういうことを言ってきているんでしょうか。それもわかんないで言ってくるわけじゃないですよ。ですからちょっと何をおっしゃっているのか意味がわからないんですけども。</p>
浅見部会長	<p>逆にもし水町委員のほうでご存じであれば、国がこの項目を作った理由とか趣旨とか、そこをちょっと教えていただけないでしょうか。</p>
水町委員	<p>情報公開条例との整合性の部分は、私の方でも細かく見ていないので、具体的に何を言っているのかがよくわからないんですよ。ただ、事務ガイドとかには書いてあるんですよ。例えばこういう場合はこうとか、何か具体例をもってして、これは別に何人を全般的に言っているんじゃないですか。そのあたりの整合性のっていう話だと思うんですけど、だから、ちょっと国はこういう趣旨でこう言っているんだけど、こうだからっていうふうにもうちょっと説明いただかないと。</p>
情報公開係長	<p>今回の事務ガイドには入ってないんですが、去年6月時点で個人情報保護委員会事務局から出された、改正個人情報保護法の個別条文に関する解説令</p>

	<p>和3年6月暫定版というものによりますと、不開示情報に関する情報公開条例との調整規定につきましては、行政機関情報公開法における不開示情報と、ほぼ同様のものが個人情報保護法には規定されているという認識はあるが、地方公共団体における情報公開条例は、必ずしも行政機関情報公開法と同じ定めとはなっていないといったことから本条第2項を地方公共団体における情報公開条例の規定の整備を図ることを定めているといったような説明が出ております。</p>
浅見部会長	<p>何か具体例とかっていうのは出てないんですかね。こういう場合は、調整しなきゃいけないよとかって。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>我々で事務対応ガイド等を確認したのですけれども、具体例がなかなか記載されてなくて、国のガイドライン等を使用しながら、ちょっとご説明させていただいているところになってございます。実際に当てはまるところが我々の検討の中では無いので、国とか例えばいわゆる特別区にはないような機関を持っているような自治体とか、そういうところでは当てはまるものがあるのかもしれないなっていうのは推論ですけど、そんな想定はしていません。</p>
浅見部会長	<p>今のところは検証した限り、杉並区で何か調整しなきゃいけないような情報はないという理解でよろしいでしょうか。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>そのとおりでございます。</p>
浅見部会長	<p>何か本当に今回に限らず具体例がないものが多いですよ。国の指針というかなんていうか、匿名加工情報もそうですし、地域要配慮個人情報もそうですしね。</p>
水町委員	<p>行政機関情報公開法と行政機関個人情報保護法の不開示情報はほぼ一致で整えられているっていうことが国のほうで示されているんですよ。そうなってくると真面目にやろうと思えば、行政機関情報公開法と個人情報保護法の情報を部会で照らし合わせて、書きぶりは違うけどほぼ一緒ってことなんだ、これとこれは許容されているっていうのがわかって、条例の方の情報公開条例の不開示情報と個人情報保護法の不開示情報を照らし合わせて、要は行政機関情報公開法の不開示情報と杉並区情報公開条例の不開示情報の差分を見ればいいのではと思うんですけど、そういうことはもう実施された上で、この論点シートが出ているっていう理解で良いですかね。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>そのとおりでございます。</p>
浅見部会長	<p>他にご意見ある方はいらっしゃいますか。</p>
細川委員	<p>情報公開条例があつて、そこの中に他人のことは駄目とか書いてあるんですよ。ですけど、個人情報保護法のほうで、自己情報の開示で、出してくれないっていうものもあるわけですか。要するに自分の情報は、本来は自分のものだと思うんですが、例えば区が、私のことをどれだけ知っているのか</p>

	<p>知りたいから全部教えてとか言っても、教えてくれないものもあるんですか。</p>
情報公開係長	<p>具体的には、例えばその人に対する評価であるとか審査をしたりとかした場合に、例えば何か実際のサービスを受けている方、具体的には生活保護を受けている方に対しての個別の判断等については、非開示にする場合ということもあります。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>あと、これちょっと区には当てはまらないんですけど、例えば本人が自分の病状を知りたいというときには、その病状を本人に開示することによって、病状が悪化するとか精神的に良くないとかそういう場合は開示しないことができるかと。</p>
細川委員	<p>精神の相談録のカルテみたいな、そういったものになりますかね。確かに他の人が本人に対してこう言っていたみたいなのを黒塗りにしていたものがありましたね。でもそれは本人の情報というよりは他の人の情報になるからというようなこともあったんですけど、病状、評価は、本人に知らせないっていうものがありますっていうことですね。</p>
水町委員	<p>人の生命、身体、健康、財産を害する恐れがあるもの、本人の健康を害する恐れがある情報は不開示って書いてあるんですけども、昔はよく癌も告知しなかった事例から今はやっぱりちょっと変わってきているので、そこはやっぱりあんまり不当に不開示で、どんどん開示すべきとまではいえませんが、開示のバランスってというのがちょっと一昔前とは変わってきているのでおっしゃるような疑問があることは事実で、その辺はやっぱり時代に応じた解釈が必要になってくるんですけれども、一番納得がいく典型例はやっぱり他人の個人情報を書いてある部分は黒塗りとか、あとは例えば警察が掴んでいる本人の情報を全部出してくださいとか言ってもその犯罪の捜査に支障が出ちゃったりするじゃないですか、脱税とか、そういう捜査資料みたいのは出せませんよとか、そういう意味で取締みたいなのは出せませんとか、そういう感じですかね。情報公開請求も同じで他人の個人情報があると出せませんと。</p>
浅見部会長	<p>他にご意見がなければ議題（４）は事務局案のとおりということで、よろしいでしょうか。</p>
加藤委員	<p>他の委員がさっきからおっしゃっているように、これに当てはまる事例が１個でもあるのか、何か具体例がないと本当にわかりにくいですよ。１個でもいいからあるんですかね。</p>
情報管理課長	<p>一応、現段階でちょっとお示しできる具体例がないというような状況でございます。</p>
水町委員	<p>他の自治体の例とかを見ることは、例えばもうパブコメに条例がかかっている自治体も、一定数あると思うんですけども、あとは審議会の答申がパブコメで出たり公表されている自治体もあると思うんですけども、この整合性で何か条例に規定するっていう自治体の例を調べていただくとかいう</p>

	のは難しいですかね。
情報公開係長	現時点でどうなっているかがちょっとわからないんですが、4月時点ぐらいでの23区の担当者レベルの回答では実際に何か条例に規定する予定の区はなかったと記憶しています。
佐藤委員	水町委員がおっしゃっていた他の区の場合ということなんですけど、さっきの例のガイドラインの一番後ろについている個人情報保護法施行条例条文イメージっていうのを見ると、そうすると整合性を図る情報はもうテンプレート化されていて、実際のところは条文イメージの3ページのところにありますけど、開示情報と非開示情報に関してそれぞれ情報公開条例のほうに紐づけるだけなんです。情報番号を紐づけるだけなので、法律に書いてある開示情報と非開示情報と、それからそれにあつた各自自治体における情報公開条例の開示情報と非開示情報にもし不足があれば、3ページの条文案を使って法律に対してこれを追加することができるという形の建付けですね。参考の資料として条文案はもう個人情報保護委員会は定型文として定めているので、今お手元に分厚いバインダーがあれば、7番のタブの前のところが施行条例のイメージなんですけど、その3ページのところに書いてあるすごく端的な公開条例の条項番号を書くだけっていうものですね。委員会の資料としてはこういうことのような感じですね。
浅見部会長	ちょっと手元にないですが、具体例が書いてあるわけじゃないってことなんです。
佐藤委員	具体例というか作文できるわけではなくて、ただ単に公開条例の条項番号を記載できるようになるだけです。整合性を図るといっても、整合性を図るために何か作文をすることが想定されているわけじゃなくて、開示情報については公開条例の第何条第何項に該当する情報とする。二つ目として不開示とする必要があるものとして条例を定めるものは、杉並区公開条例第何条第何項に定める情報とするっていう条文としては2文、開示情報は公開条例の第何条第何項です、不開示情報は公開条例の第何条第何項ですっていうのを書くことしかできないっていう。
水町委員	それは例なので、情報公開条例の方で不開示になっていて、個人情報も不開示にしたい場合は、情報公開条例が第何条第何項を引いたほうが条例の文として綺麗なのでそうするっていうことで、そういう例になっていて、条例に落とし込む時はそういう書きぶりっていうことでその前の段階でやっぱり杉並区のほうで、情報公開条例と個人情報保護法の不開示情報の整理表みたいなものを作ってください、これがこうだから整合はできているので大丈夫ですみたいな説明がないと、やっぱり事務局の考え方だけだと、ちょっと意味がわかんないですね。今ちょっと手元で他の区のこの部分の資料を見ましたけれども、他の区はやっぱりそういうふうに書いてありますね。公開しないことができる区政情報は何々で、これは保護法で言えば何々に該当するのでマッチみたいな。マッチしていない部分は、これなのでこれを、法施行条例に記載しますと別の区では資料を見たら書いてあるので、さっきの4

	<p>月の調査では検討中とあったけれども、ちょっと秘密情報なのでどこの区かは申し上げられませんが、他の区でもやっぱり書くところはあるので、やっぱりその書くか書かないかを検討する際には、その情報公開条例の規定ぶりが、自治体によって違うわけだから、そこを自分の情報公開条例をやっぱりきちんと見て、こういう不開示情報と個人情報保護法の不開示情報の一致不一致を説明するはずなんですよね。ただいまの事務局案の考え方の説明だと、それは当たり前でしょうみたいな、だからなんですかっていう、その検討がちゃんとできているのかってのはちょっとわからない感じかなと。やっぱり不開示情報をちゃんと列挙していただくか、それが難しいのであれば、この記載だと妥当性は判断できないってという意見かなと思うんですけど。</p>
佐藤委員	<p>その趣旨であれば私もそのとおりでと思います。ですから単純に、やっぱり今の法律条文で、杉並区の要件を満たすんだったら追記が必要ないし、法律条文では満たされないんだったら追記せざるをえないってことですよね。</p>
加藤委員	<p>他の地方公共団体でもそうやっています。水町委員がおっしゃったようにやっています。一つずつ見て確認を取っているという形でやっていますね。ただ、その時も実はよくわからなかったんですけど、いやこれはやっぱりちょっと国のこの部分ってちょっと申し訳ないですが立法ミスに近いんじゃないかっていうか、意図がよくわからないですね。もう1回改めて条文読んでみても行政機関情報公開法に規定する不開示情報に準ずる情報ということはほぼ一緒なわけですよ。準ずるっていうのもちょっといまいち分からないんですけど、ほぼ一緒の範囲の情報公開条例では開示しないとされているものの一部なわけですよ。情報公開は私はすごい大事だと思うんですよ。本当は個人情報で、どの範囲だったら情報公開できてできないってのはすごい大事なわけで、こんな面倒くさいことしないで、こここそ法で一本化でいいんじゃないかっていう気がします。わざわざなんで条例に落とすのかがわかりません。</p>
水町委員	<p>情報公開条例は条例の存続なので、情報公開については情報公開法に一元化してないんで。だから、情報公開条例だけ条例で、個人情報だけ法に一元化だから、そのギャップが出ちゃうんでそこは条例で何とかしてくださいっていう、だから面倒くさい、その確認作業を自治体でやらなきゃいけないってことですよね。</p>
加藤委員	<p>そしたら個人情報非開示になる可能性っていうのは、団体によってちょっと広がる可能性があるってことですよね。それを認めていいのかなってちょっと思います。情報公開はやっぱり重要だと思うんですよ。他でやっているときもさっぱりわからなかったです。何を意図しているのだろうみたいなのは感想みたいで申し訳ないんですけど。ただ、水町委員がおっしゃったような形でやるっていうのは、普通というか、そういう手順を踏んだ方がいいのかなっていうのは思います。</p>
情報管理課長	<p>我々のリサーチもちょっと変えさせていただいて、本日お示しした資料に</p>

	つきましてはおっしゃるようちよっとわかりにくい部分があったかと思 いますので、ちよっと再整理をさせていただいて、またちよっと改めて、ご 提示させていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。
浅見部会長	わかりました。そうしたら、議題（４）は継続審議ということで、もう 1 回事務局に整理していただいて、何か不整合になった部分があるのか、整理 していただいた上でまた審議するという事でよろしいでしょうか。 それでは、宿題が発生して恐縮ですが、よろしく願いいたします。
情報管理課長	はい。
浅見部会長	では、続いて、議題（５）の個人情報登録簿の作成・公表についてに移り たいと思えます。事務局ご説明お願いいたします。
<b>議題（５）個人情報登録簿の作成・公表について</b>	
情報公関係長	（資料 6 に基づき、案件について説明する。）
浅見部会長	それでは、ただいまの説明に関してご質問ご意見はございますでしょ うか。
水町委員	個人情報登録簿も存続する方が千人未満の個人情報とかも管理できるの で、個人情報保護の観点からはいいことだというふうに考えます。ただ、登 録簿とファイル簿で性質を異にするとおっしゃっていましたが、結局 のところは個人情報の管理ってということなんで、同じような目的だと思いま すので、それが行政効率化の観点から、個人情報に関するこういうのを 2 種 類作んなきゃいけないっていうのが、手間じゃないかなとかどっちかが何か 漏れるんじゃないかなとか、更新の際にこっただけ更新を忘れちゃったりと か、何か不一致が出ちゃったりとか、そのあたりは心配なので、効率的に正 確に管理できるように、何かエクセルでパッと転記できるシートに 1 枚入れ ておけば両方に反映できるエクセルとか、何かそういう工夫でされるといい かなと思えます。
浅見部会長	他にご質問ご意見ある方はいらっしゃいますか。
細川委員	私も同じことを考えていて、余分な仕事を作らないほうがいいと、杉並区 の方は真面目で、なんかすごい細かいのをいっぱい作ってくださっているけ ど、それは人が間違えるものだから、どんどん危なくなると逆に思います。 ここに書いてあるのは例えば個人情報登録簿の作成公表は義務付けられて いないと書いてあるけど、したっていいわけですね。だから登録簿の方に 寄せて一体化することはできないのですかね。そうしないと、水町委員がお っしゃったように 2 つ作るってばかばかしいです。
浅見部会長	1 つに集約できないのかっていう話ですけども、事務局どうでしょうか。
情報公関係長	データファイルごとに作るファイル簿と、業務ごとに作る事務登録簿とい う形になるので、関連させることができるのかどうかということもちよっと 研究材料かと思うんですが、確におっしゃられるとおりに、二重に同じよう な形で管理していく状態のところもごございますので、一応書式につきまし てはちよっと検討していきたいなというふうに考えております。

浅見部会長	<p>他にご意見はございますでしょうか。大丈夫ですか。</p> <p>それでは、議題（５）については事務局案のとおりということによろしいでしょうか。</p>
細川委員	<p>２つ作るという案ですよ。</p>
浅見部会長	<p>１つにすることは可能なんですか。</p>
情報公開係長	<p>正確には、イコールではないと思いますので、個人情報を取り扱う業務ごとに作るのが、区でいう個人情報登録簿、個人情報ファイル簿というのはどういったデータファイルを区が持っているか、それをお示しするのが個人情報ファイル簿になるので、完全なイコールにはならないという認識です。</p>
水町委員	<p>わかっていてわざとおっしゃっているのかわかりませんが、本当のことを申し上げますと概念上はおっしゃるとおりだと思いますけれども、運用上はそんなことはないですよ。国税庁の賦課徴収ファイルってものすごい大きい単位でファイル１個にして、ファイル簿を運用していますから、業務で１ファイルとか３ファイルぐらいしか１つの業務、例えば国税庁の業務の中で、ファイル数がすごい少なかったりするのが実際の運用なんですよ。だから下手したら１業務１ファイルっていう運用もなくはないんですよ。</p> <p>１業務３ファイルぐらいでもいいし、そのファイルが違って、ファイルをまとめる３ファイルでこの業務みたいなまとめの紙は自治体の中で作っておいてもいいけど、重複する部分はわざわざまとめの紙にもう１回書かなくてもいいと思いますし、それはできるとは思うんですよ。だから、何らかの理由があって登録簿を残したいってことだと、業務ごととファイルごとっていうのは、何か本当の理由とはちょっと思えないので、何かの理由があって多分登録簿を残されたいってことだと思うんですけども、別に登録簿を残してもその効率的な運用ができれば、正確な記載ができればいいかなとは思いますが。だから、ご意見のところをどういうふうに表記するか、細川委員のご意見だと１個にまとめる方向で検討してくださいみたいなご意見になる感じですか。私の意見でいうと２個でもいいけど、正確性と効率性をちゃんと考えて運用してくださいなんで、どちらでも私は１個にまとめてもらってもいいですし、２個の場合は、正確性と効率性を考えてもらいたいかと思います。</p>
佐藤委員	<p>観点が違うものなので、もちろん調整項目とかは、なるべく調整項目化して、エクセルだったら１ヶ所に入れたら両方に反映させるようにすればいいと思うんですけど、ファイル簿のほうはどちらかというとデータベースのディスクリプションなので、杉並区がもともとやっているのは業務ごとの利用目的とか、いつも我々が目にしている書き方でやっていますよね。少なくとも何かこう、ベン図でいうと集合関係でＡとＢがある場合に完全に包含されているかっていうとそうじゃなくて、やっぱりベン図でいうと重なりがあるけれども重なりがかなり少なくて違う観点かなと思います。あと、杉並区みたいに行っているところはあんまりないですよ。もともと杉並区のものは水町委員がこういうふうにやれと言ったんですか。それとも新保委員が言っ</p>

	たんですかね。
水町委員	私は全く言ってないです。業務単位のこの個人利用事務登録簿って事務登録簿って名前があるぐらい事務単位で登録簿を作る条例はそれなりにあります。ファイルというのもデータベースだけではなくて、マニュアル処理も入っています。
佐藤委員	いわゆる、こちらの資料にありますけど個人情報のリストに対して、それに対する詳細資料が個人情報ファイルじゃないですか。逆に言うと個人情報登録簿みたいなのがないと、その入出力データがどうなっているのかとか、どういう安全管理措置をするのかとかは、個人情報ファイルのほうにはないので、やっぱり今までやってきたんだっただらば、やってもいいかなと。ただ、杉並区がやっているようなやつは無い自治体のほうが多いので、別の自治体の審議会をやったこともありますけども、全く出されてもわかんないですよ。このいわゆる個人情報ファイル簿に相当するようなものを出されても、名簿の説明が書いてあるだけなので、その情報がどこからどこに行くかも全部が口頭説明になっちゃう自治体のほうが多いので、杉並区がやっているこの個人情報登録簿のほうは、残せるんだっただら残したほうがやっぱり、他の人が理解するには役に立つと思います。ただ、確かに手間は大変でしょうねっていうか、極端なところ本当は、従来の杉並区のものがあればよくて、個人情報ファイル簿はいらないんだけど、これは法律上作れてなっているから、個人情報ファイル簿を作らないっていう選択がないので、個人情報ファイル簿だけを作るのか、それともプラス個人情報登録簿を作るのかって選択しかないで、ちょっと大変かもしれないですけど、やっぱり両方やった方がいいのかなと思うんですが。
情報管理課長	ご意見いただいたところなんですけど、個人情報ファイル簿につきましては、データベースなりリストがあって、それに対する頭紙というか説明書みたいなものがファイル簿かと。個人情報登録簿につきましては、これまでも杉並区としてはこの個人情報登録簿を使って業務ごとに、どういった個人情報を収集しているのかとか提供しているのかとか、どういったところと外部と繋がっているのかとか、そういったものを示してきております。そうしたものを使って対象となる業務の人数を問わずに、どういった業務を、どういったところで個人情報を扱っているかっていうことを網羅をしてきているところがございます。この改正法によって、このファイル簿自体は作らなくてはいけなくなりました。登録簿は任意だということになるんですが、こういったちょっとこれまでの経緯もありますので、事務局としては登録簿は引き続き作成していきたいなというところもありますけど、ただ、今ご意見いただいたところで、共通する項目としては、一部共通するものもあるでしょうし、1個にまとめられればいいのではないかとご意見もいただいたところなんですけども、確かに事務をする現場では、例えば2つの帳票を作らなければいけないような負担とかが出てくることも想定できるんですが、そこは先ほどご意見をいただきましたけど、簡潔に効率的に処理ができるように

	我々も考えながらなるべく負担を減らしていくような方向で、現在の取組を続けていければというのが事務局の考え方としてはございます。
浅見部会長	<p>そうすると、大方の意見をまとめると基本的には事務局案には賛成で、ただし重複を避けるとか、できるだけ効率的に業務を行うように検討されたいというようなところでよろしいでしょうか。</p> <p>何か今のまとめで反対とか、いやこうだとかっていう意見はありますか。</p>
細川委員	<p>反対とまでは言わないんですけど、やっぱりその効率化という意味では同じ情報が入っているものであれば、様式をもっと上手に作り変えるかで解決する部分もあるのかなとも思うので、例えば、登録簿もこの形に慣れているからというだけでこの形を維持するんじゃなくてファイル簿みたいにしてここの範囲はファイル簿の部分ですよ、ここは杉並区独自の部分ですよってどこから集めてどうしているとか、そういう何か一つのものにできたらそのほうが絶対に皆さん助かると思います。</p>
浅見部会長	<p>先ほどまとめたこととは違うということなんですかね。それとも同じ内容をさらに説明していただいたってことでしょうか。</p>
細川委員	<p>ある意味同じことで、様式を変えることでも、もう一度統一化ができないものかということをお願いだけで、これは個人的な意見ですから、あとは、区として仕事は増やしたくないでしょうから、どれぐらい勘案していただけるかということだと思っています。</p>
浅見部会長	<p>できるだけ効率化を図ってほしいということですね。</p>
細川委員	<p>はい、そうです。</p>
浅見部会長	<p>他の委員の方も同じということでもよろしいですよ。じゃあ、それを付加した上で事務局案に賛成ということでもよろしいでしょうか。</p>
細川委員	<p>賛成しなきゃいけないんですね。</p>
浅見部会長	<p>個人の自由ですから、賛成じゃないっていうと、この個人情報登録簿はこういうことにしないでいいって話になってきてしまうんですけども。</p>
佐藤委員	<p>確認ですけども、個人情報登録簿を今まで作ると審議会で審議していたじゃないですか。これからはそのプロセスそのものがなくなるんですよ。そういう意味だと、使われ方は個人情報登録簿というよりは個人情報登録のチェックリストみたいな形にして、従来のものは作ったものを審議会がチェックしていたんだけど、作るだけにしちゃうと、結局、チェックする人が今後いなくなるので、どちらかという、審議会でチェックしていたようなことを、チェックするためのチェックリストを作るってことであれば、むしろ今回のこの条例に入れなくても、業務手順の中にそれを入れてしまって、チェックリストでチェックしましょうというようなやり方もあるかもしれないですね。更新されたときにどうするかなんですけど、更新されたときは、今までやっぱり審議会に諮られていたんですかね。そうするとやっぱりチェックリストはもう1回チェックをし直すのかな。ただ、いずれにしても、</p>

	<p>基本的に他の人が見ることがない登録簿を作って保管してもあんまり効果がないので、むしろご本人たちが今後、審議会でチェックしていたようなことを自分たちで点検する点検表として使うってというような使い方のほうが有益かなとは思いますが、例えばそれだとすると条例に入れなくてもいいのかもしれないですね。業務手順に何を書くのか、何を根拠にするのかっていうとどこか条例にあったらいいのかもしれないですけど、そこは自主的にもしできるのであれば、業務手順の中に従来この登録簿でやっていたチェックをチェックリストとして使うというようなやり方でもいいのかもしれないですね。他の委員もおっしゃっていましたが、このチェックがなくなるというのは、すさまじいですよね。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>委員の皆様がおっしゃるとおり、確かに重なってくる部分もあるので、事務局だけじゃなくて所管課にとっても負担になるっていう部分もあると思います。ただ、今まで区で使っていた登録簿は、杉並独自ではないかもしれませんが、厳格に運用して、区民の皆様安心していただくために、最終的にはこういった書類になります、その中のプロセスとして、各課から本当にこの情報が必要なのか、こういうやり方でいいのかということは内部で諮って最終的に審議会でご議論いただいとというのが一つのプロセスでした。これが全部法律で、そういったことは、諮問できなくなると、許容されないとされつつも区として、諮問しないからといって、その情報の取り扱い、レベルが下がったというふうに感じられてしまうのはいかがなものかという観点で、国が定めるその個人情報ファイル簿とは別に、今までやってきたものを踏襲して、きちんと区民の皆様にご安心いただこうかなという考えで、ご提示をさせていただきましたが、確かに重なる部分もあろうかと思えますので、書式については効率性の観点から、修正変更できるものについては今後検討させていただくとして、考え方としては法律で定めてこれでもいいよということだけではなく、これまでの杉並区の個人情報の取扱いを維持して、さらに向上するという観点からご提案申し上げたというものでございます。</p>
浅見部会長	<p>継続審議するものではないとは思いますが、細川委員以外の方は、基本的に個人情報登録票については従来通り条例にのせて作成公表する対象とすると。ただし、業務が効率的になるように、重複がないように、検討していくというところで、ご賛成ということよろしいでしょうか。結論付けないと次に進めないで、別に反対意見は全然それはそれでいいと思うんですけども、他の委員の方が、それでよろしければ、そういう取りまとめにして、次に進みたいと思いますけれども。</p>
細川委員	<p>意見を勘案して効率化していただければ結構です。</p>
水町委員	<p>別に両論表記でもいいのかなっていう気がして、私は浅見部会長のまとめでいいかなと思ったんですけど、こういう意見もあったと両論書いておいたほうが活発な審議ができてよかったと思うので、いいかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。</p>

浅見部会長	一応部会意思としては示したいなと思いますので、もちろん少数意見は書く欄もありますので書けますけども、こういうふうなまとめになったということはやっぱり報告する必要があるかなと思っています。
佐藤委員	そういう意味だと事務局案のところも、これまでどおりというところがちょっと気になりますね。これまでとは違う形でこの登録簿を、まず一つは効率的に作るってところがあるのと、点検者がいなくなるので、自己点検みたいなこともするってような形で使うんだったら有益かなと思うんですよね。ただ、作成して、戸棚にしまうだけですっていうとちょっとなんか微妙かなっていう。
浅見部会長	そしたらこれまでどおりはなくして、こちらと別に作成を行うこととし、作成公表について条例に規定する。ただし、業務の効率化を図り、かつ、これは審議会でチェックできなくなるので、そのチェックもしっかりできるように考えていくこととする。そういう取りまとめでよろしいでしょうか。
デジタル戦略担当部長	承知いたしました。
浅見部会長	それでは、事務局はそういうふうなまとめてください。 そうしたら次もなかなかいろいろ議論することになりそうな議題でございますが、議題（6）に移りたいと思います。審議会への諮問に関する規定について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。
<b>議題（6）審議会への諮問に関する規定について</b>	
情報公開係長	（資料6に基づき、案件について説明する。）
浅見部会長	今の説明について、ご質問ご意見ある方は挙手を願います。
佐藤委員	質問なんですけど、大体考え方の内容はこれでいいと思うんですけども、実際こういうことにしようとした場合には、個人情報保護委員会が出している施行条例サンプルのところには、第13条っていう見本の文がありますけど、この文章で全部カバーできるという想定ですか。それともこの第13条をちょっと加筆してやるっていう想定なんですかね。施行条例サンプルの6ページ一番上の第13条の書き方で乗り切れそうという感じですかね。それともこれじゃ足りないっていう感じなんですか。
情報公開係長	具体的条文はちょっとこれからまた検討していきたいなというふうに思います。具体的にこの明記されている部分というのはちょっと足りない部分もあろうかなというふうに思いますのでちょっとその辺は、これから研究していきたいと思っています。
佐藤委員	今足りないかなと思っている部分はどこですかね。何か漠然と意見を聞くみたいなことをしたいっていう場合は何となく今の第13条では足りなさそうですけど、ただ漠然と意見を聞くっていうのは基本的に多分なくて、ここに書いてあるように、何か措置の基準を区が作りたいとか、細則を作りたいために漠然と聞くのであれば、この第2項第3項のところのがちょっと定めようとするという情報になっていますけど、定めるために意見を聞くんであ

	れば定めようとするでカバーできるんだったらこのままなのかなと思ったので、ちょっと何が言いたかったかという、ここは結構、保護委員会が警戒している部分だと思うので、なるべくはこの委員会が出しているサンプルをそんなにいじらずにやったほうが、波風が立たないかなと思うので、ちょっとそんな感じで少し見ていただくといいのかなと思います。
浅見部会長	何か事務局でご意見あるでしょうか。
情報管理課長	特に事務局からは意見はございません。
水町委員	審議会の意見を聞くことはできるであって、重要事項とか定型的な個人情報保護に関する要領の設定も、必要的諮問ではないということでしょうか。
浅見部会長	事務局どうでしょうか。
情報管理課長	もう一度ご質問いただいてもよろしいでしょうか。
水町委員	事務局案のところの書き方だと以下の事項について審議会の意見を聞くことができるかとあります。「できる」であっても条文の解釈として、必ずしも任意の諮問なのか、必ず諮問するのかっていうのは、条文解釈の話なんですけれども、「できる」っていうと一般的に言うやりたければやってもいいですよという意味に読めますが、個別事案じゃない安全管理措置の具体的手法、定型的な運用ルールの設定、専門的な知見に基づく意見を聞くことが必要と認める事項についても、区が聞きたくれば聞く、そういうスタンスなのででしょうか。それとも、これらについては、必ず聞くという意味でしょうか。
情報管理課長	今のご意見につきましては、区が必要と認める場合についてご意見を聞くということを考えております。
水町委員	では全く1回も審議会を開催しないということもあるということですね。
デジタル戦略担当部長	審議会自体は、この個人情報保護以外にも、住民基本台帳とか特定個人情報の評価などもありますので、これに関しては引き続き行って諮問する予定ですので、審議会として開かないということは、想定しておりません。
水町委員	それ以外については一度も諮問しないこともあり得るということですか。
デジタル戦略担当部長	諮問については、今までやっていたものが典型的に捉えられるので、それについての諮問としては、ない可能性があります。
水町委員	それでは、諮問という言い方を変えます。最終ページの一番上に書いてある①と②に「必要と」って書いてあるから、定型的な運用ルールの設定であっても、一度も審議会に意見を聞くことなく、運用されるということもあり得るということでしょうか。
デジタル戦略担当部長	ルールの設定ということであれば、諮問を行うことになると思います。ただそのルールが1回決まれば、変更ですとか、そういったことがなければ、そのルールに基づいて運営されている間は、それに対する典型的な諮問というものは想定していないというものです。
水町委員	では、意見になりますが、まずそれを明確にしてください。これではいつ諮問するのかしないのかがさっぱりわからないので、とても意見を述べる段

	階ではないというふうに思います。そして、区が必要と判断すれば、審議会に聞くというふうなお答えであれば、完全に反対させていただきます。
浅見部会長	今の水町委員の疑問っていうのは、例えば条例の要配慮個人情報などを定めましていう時に区の判断で審議会を経ずに決めちゃってもいいという話になっちゃうけどそれでいいのといったことでしょうか。
水町委員	そうですね。あとは、定期的な運用ルールの設定とかは、設定する前にはやっぱり審議会にかけないといけないっていうのが通常だと思うんですけど、それは必要と判断したらかけますっていうお答えだったので、それはとても賛成することはできないので、全面的に反対意見を述べます。
浅見部会長	ある程度の部分については諮問しなければならないってことにしなければならぬんじゃないかということですか。
水町委員	しなければならないって条例上書けるかどうかという問題はあるので、区の考えとして、これは必ず諮問するようにしますみたいな、条例上諮問義務をかけるっていうのはまた別だと思うんですけども、今は事務局のお答えとしても区が必要ならやりますみたいなお答えなので、それではちょっと到底賛成はできないなと思いました。
デジタル戦略担当部長	私の理解が足りなかったのですが、設定するにあたっては諮問するというつもりであります。
水町委員	つもりじゃなくて、諮問するというを事務局案で明記して、今あなたのお考えを聞いているわけではないので、つもりじゃなくて、するかどうかという案かわかんないじゃないですか。つもりだけどしないかもしれませんという案で判断できるとはとても思えません。
デジタル戦略担当部長	これは諮問します。
水町委員	何を諮問するんですか。定期的な運営ルールの設定のみですか。だからそれをちゃんと明確化してくれなきゃ、審議にもならないと思うんですけど、だからどういう時に必ず諮問するのか、報告事項は何にするのかとかその辺を決めてもらわないとこれだと、結局区の判断でやったりやらなかったりするっていうことしか書いてないと思うんですけども、ちょっとさすがにそんな自治体は今まで一つも聞いたことないですね。多分全国的にも恥ずかしいと思います。
デジタル戦略担当部長	そのあたりを明確にちょっと修正したいと思います。
水町委員	今の時点でお考えはないんですか。今日これを議題で諮っているわけですよ。何を必ず諮問するかも決めずに諮ったっていうことですかね。
情報管理課長	こちらの資料の安全管理措置の具体的手法等ですとか書いてあるんですけど、ちょっと事務局で想定しているのは、例えば、セキュリティを新たに技術のデジタル化も進展しておりますので、その安全管理措置は例えば新しい技術、進展する中でセキュリティの措置を講じるというようなとき、必要

	<p>があると考えられるときには、その具体的手法ということについて審議をするということを考えてございました。定型的な運用ルールというところについては、こういった具体的なルールの変更自体は、今のところ具体的な想定はございませんけれども、区の中のルールを変える必要があるというときには諮問をするというところを考えております。また、今後国の法改正というものも定期的に3年程度だったかと思えますけれども、その際に区の条例についても、何らかの影響があるということが考えられますので、その際の区の条例改正は今後、個人情報保護施行の条例が改正されるということの最後に諮問を行うということを考えています。</p>
水町委員	<p>ちょっとお答えが理解できなかったんですけども、例えば改正法に基づいて今のルールとは違う運用ルールになると思うんですけども、その諮問はしない、運用ルールを変えるときっていうのは改正法に基づいて変えるタイミングではどうされるんですか。</p>
情報管理課長	<p>改正法に基づいて定型的な運用ルールというところがございますけれども、実務的には運用で、セキュリティ保護であるとか、個人情報の保護というところを諮っているというところがございますけれども、ちょっと区の事務が変わるですとか、そういったその運用ルールの変更といいますか、具体的な修正、変更しなければいけないというところがあるときには諮問を行うというところですか。</p>
水町委員	<p>例えば、ちょっと目的外利用とかも条例に基づくのと、改正法に基づくのと変わってくるじゃないですか。そういうのはもう運用ルールも変えないでやっちゃうってことでいいですか。そうすると改正法違反になりかねない。ちょっとよく意味がわからないんですけど。改正法施行に伴ってやっぱり結構変えなきゃいけない部分があると思うんですよ。その際にやっぱり審議会に諮問するっていう話が普通だと思うんですが、運用ルールを変えないってということですか。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>運用ルールを変えないということではないです。今ご指摘いただいたようなケースなんかも含めて、運用ルールの設定や変更が必要になりますので、その際は審議会に諮っていくというものです。</p>
水町委員	<p>運用ルールというのは具体的にはどういうルールを想定されていますか。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>初期段階で行うのは今まさに諮問してきたものを、こういう内容については、定型的に扱っていきたいということの諮問になろうかなと思います。それだからあとは、区の運用が変わる場合は当然、そのルールも変更になりますので、そういった場合も諮問の対象になると。</p>
水町委員	<p>運用ルールを具体的に、今のようなお答えではさっぱりわからないので、もうちょっと明確な、目的外利用の承認基準とか、外部結合の際のチェックリストの変更とか、要するにきちんと個別具体列挙してもらわないと、ちょっと賛成とか反対とか言えないと思うんですけど、それとやっぱり、まずこの案自体が余りに、全国的に見ても、保護に欠けると思うんですけども、</p>

	<p>やっぱりもうちょっと報告とか諮問とか、今私が申し上げた運用ルールが何かわかりませんかとかいつ諮問するのかわかりませんかといった疑問だけじゃなくて、そこが解決されても、もうちょっと報告事項を増やしたり、あとはじゃあ諮問しないでいい部分は、区として内部チェックをどうしていくのかとか、第1回も申し上げましたけどそれが全く見えてこないのこのままでは、杉並区の個人情報保護レベルは、全国的にもかなり低くなると懸念しますが、その点はどうぞお考えでしょうか。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>内部の手續について、これは資料に記載してないんですが、それはしっかり行っていきますのでちょっとその部分については、きちんと追記をしたいと思います。</p>
水町委員	<p>前回も申し上げたつもりなんですけど、それはまず前提になりますよね。こういうことをやる上で、諮問は少なくなるんだけど、こういう保護対策をやっていきますっていうことが、今後の杉並区の個人情報保護のあり方を示すことだと思うので、「書いてありません」とか「そういうつもりです」じゃ賛成も反対も意見も言えないと思うので、きちんとした準備をしていただかないと、時間を取って、ここの会議に参加しておりますのでよろしくお願いします。</p>
浅見部会長	<p>他の自治体っていうのはもう少し個別具体的にこういう場合にはというのを列挙して、この場合には諮問することとするみたいなそういうような書き方となっているのでしょうか。</p>
水町委員	<p>他の自治体だともっと細かく、これからこれはどうしていきますとか、例えば、もう答申が出た例なので、お話ししていいと思うんですけど、条例に基づく事前諮問っていうのができないので、要綱に基づいて内部委員会を設置した上でそこに外部有識者を複数名加えた上で事前点検し続けるパターンとか、あとは報告事項をものすごく増やして、例えば、目的外利用の個別案件の承認じゃなくて、こういう目的外利用をしてきましたみたいな報告をすることで、今年度こういう目的外利用をしました、こういう判断でこうしました、じゃあ来年度以降、これを継続してもいいんですか、ちょっとこれはもうちょっとこう考えるべきじゃないですかとかいうのを議論するとか、事前承認じゃなくても、いろいろやり方はあってそういうのを考えていたりとか、あとは審議会はちょっとあんまり、役割が少なかったとしても、区としてこういうのを、こういう対策をこういうふうにやっていくので、しっかり個人情報保護を図りますとか、結構みんなしっかりすごい答申とか分厚い20ページぐらいの文章が出てる自治体とかもありますし、かなり各自治体、きっちりやってらっしゃる印象が私にはあったので、ちょっとこのレベルだとちょっとあんまり見たことないというか、小さい市町村だと、これしかしょうがないっていう部分もあるかもしれないんですけども、もうちょっとやっぱり、検討された方がいいんじゃないかなと思います。</p>
情報管理課長	<p>今後、類型的な諮問とかはなかなかできなくなるっていうことがございませうけれども、これまでも区の内部ではその審議会にかける前までに、さまざま</p>

	<p>まなプロセスを経ていまして、個人情報の取得は不要だろうとか、この外部結合のセキュリティはどうなのかというような検討はしてきております。そのプロセス自体は今後も引き続き、諮問自体ができなくなったとしても、引き続き続けていくということで考えてございます。その辺のところを明確にお伝えしきれてなくて申し訳ないですが、その辺を明確にさせていただいた上で、またちょっとお示しをさせていただこうと思います。</p>
水町委員	<p>それも今やっていることなので、今はそれを内部でやった上で外部者がチェックしているけれども、今回は外部者のチェックがそこから外れるので、やっぱり今よりは落ちるので、現行よりやっぱり保護が落ちる部分がある以上、こういうふうにはちゃんとやりますよみたいな形に大体通すようになっていと思うんですね。だからこれだともう明らかに、保護のレベルが落ちますみたいな答申になっちゃうと思うので、審議会の役割が縮小する代わりに、今以上に何をして保護を考えていくんですかっていうのが出てこない。要は、区は区民のことを考えず個人情報を保護しないってことがなくはないわけだから外部者がチェックしているわけですね。それが働かなくなっても大丈夫っていえるような答申じゃないとなかなか厳しいと思うんですけども。</p>
佐藤委員	<p>改めてなんですけど、杉並区はもともと今の現行条例に関しても諮問しなければならぬってないんですか。今ちょっとパッと見たら無いように読めるんですけど、なくてやっている感じなんですかね。審査請求があった場合は、しなければならぬんだけど、それ以外に、審査会に諮問を諮らなければならぬっていう条文が無いように見えるのですが。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>情報公開・個人情報保護審議会条例のほうに、第2条の中で情報公開制度、個人情報保護制度、この取扱いに関して審議会に諮問すると。</p>
情報管理課長	<p>個人情報保護条例の第7条第4号の収集を禁止する個人情報の範囲ということが規定されておりますし、それ以外にも条例の第9条第2項第4号ですとか、議題(6)の資料の関係規定のところに記載している条文に関して触れているところです。</p>
佐藤委員	<p>そういうのと個人情報保護委員会が出している個人情報保護法施行条例とは別にこっち側が生き残れないとそこがなくなっちゃうということですよ。施行条例の方はあくまでも法律の地方自治体における審議会の諮問という第129条が諮問できるということに対する施行条例だから、あくまでも施行条例のほうもできるでやるしかないけど。そうすると、基本的にはこの本体をやっぱり全部棚卸しして、本体の中で消すやつと残すやつを棚卸しして、何を今、杉並区としては、残そうと思ってらっしゃるのかとかっていうのを、ここにも諮ってもらいたい必要があるのかなと思いますね。ちょっと我々の審議が終わった後に事務局のほうで、この現行の個人情報保護条例のうちどれを残すのかを判断するってことじゃなくて、現行の個人情報保護条例のうちこれとこれを残しますということはここに明示させていただいてそれをこちらで審議するって必要があるのかなとは聞いていて思いまし</p>

	た。水町委員がおっしゃるのもそういうことですよね。
水町委員	外部結合する際の安全基準とか目的外利用の相当な理由の判断とかそういうことですね。
佐藤委員	今回の事務局が作ってくれた議題（６）の一番上に書いてある条項が全部これで足りているかって感じですよ。
水町委員	それとあとは改正法のものですね。
佐藤委員	何となくですけど条例からなくなるのはほぼありえなくて、これの条例とあとはもしかしたら追加で個人情報保護委員会が出している施行条例サンプルを使った施行条例っていうのを作るとかって二本立てになるかもしれないですね。ちょっとそれをどういうふうに、杉並区が建てつけようとしているのかを、やっぱり聞かないと、なんかあんまりこちらの意見ができないのかなという気はしました。
浅見部会長	この際、皆様方にご意見を聞きたいなと思うんですけども。加藤委員は何かご意見ございますか。
加藤委員	私は基本的には水町委員がおっしゃったように、事務局のほうでちょっと何か詰めが本当に甘いなっていうのは思いました。 全然それと関係ないんですけど、２点ちょっと事務局に、今回資料がこんなに遅かったのはなんででしたっけ。全然なんか目を通す時間がほとんどなかったっていうか、ちょっと厳しかったというのが１点と、あとZoomじゃ駄目なんですかね。私ちょっとこのWebexに慣れないのです。ちょっと話が逸れてしまったので、後でちょっとお伺いしたいと思います。それ以外はもう私から特に意見ありません。
細川委員	水町委員のおっしゃることはごもっともで、すごく納得しながら聞いておりました。逆に言うと申し訳ないけど詰めが甘いのは間違いがなく、私も区にもいたからわかるんだけど、23区のことしか見ないんですよ。多分、水町委員はもっと全国的にいろんなところを見てらっしゃって、そのレベルでお話されているんじゃないかと思うので、１回きちんとそれを教えていただく、余所の自治体の件、私は区以外で八王子市にいたので、あそこは中核市になる時だったんですけど、政令市保健所長会みたいなのもあったりして、そういう政令市のレベルとかは、もう全国的にいろんな情報交換をやっています、23区だけが23区しか見ていない状況なので、もっと余所のこと勉強されて、情報を取って、そこの整理の仕方とか、そういうのもきちんと見てから、佐藤委員がおっしゃっていた建て付け、何の条例を作るのかとか何の条例を改正するのかとか、そういったことも整理しなきゃいけないはずなので、いつの議会に乘せるつもりなんですか。２月の一定ですか。
情報管理課長	はい。
細川委員	そうすると、それまでに、案を作るって言っても本当に時間もないですから、やっぱり他所のいいところは真似たほうが楽なので、少し全国の情報を集めて整理し直していただいた方がいいのかなって思いました。

デジタル戦略担当部長	今いろいろとご指摘いただきましたので、広く調査をさせていただきたいと思えます。
浅見部会長	そうしたら、委員の皆さんもちょっとこれでは意見も言えないというような状況なので、今日のご意見を踏まえてもう一度ちょっと事務局案を出していただくということで、これも継続審議にしたいと思えますがよろしいでしょうか。他に何かご意見はございますでしょうか。
加藤委員	先ほどの私の質問に教えてください。
情報公開係長	<p>まず資料ですが、送付が遅くなってしまいまして大変申し訳ございませんでした。基本的には1週間前には送付するというようなことで動いていたんですけれども、資料の調整が間に合わず遅くなってしまいまして、今回は大変申し訳ございませんでした。</p> <p>それからWebexの話なんですけれども、こちらは区のほうの決まりでして、こういった会議体を区が主催する場合については指定のソフトを使うということで、やっております。当面の間、このWebexで、やらせていただきたいと思いますので、すみませんがよろしく願いいたします。</p>
加藤委員	私はあまり勤勉じゃないので、正直言って別にそんなに事前に資料をすごいちゃんと読み込んでいるってことは全くないんですよ。だから、偉そうなこと言えないんですけど、重要な場合は割合ちょっと準備したり調べたりはしているんですよ。今回やっぱりこの法改正、条例改正がかかっているんで、割合ちょっとこれは真剣に見たほうがいいなと思って見ているんですね。それをちょっと前日とか、我々別に役人じゃないので別の仕事もあります。1日あって数時間あれば見られるだろうっていうのは多分役人の発想なんですよ。やっぱり正直最低1週間はないと時間の融通がつかないっていうことはあるので、そこら辺を今回は守って欲しかったなど。
情報管理課長	申し訳ございませんでした。皆様には資料につきましては、メールでなんですけれども、火曜日に送らせていただいております。
加藤委員	やめてもらえますか。私は印刷するのも面倒くさいんですよ。それでいいっていう人もいるでしょうけど、私は嫌いなんですよ。だから現物が欲しいんですよ。いちいちメールを開けてそういうことを全部こっちで手間かけなくちゃいけないじゃないですか。基本的には欲しいんですよ。それでいいっていう人もいるかもしれないけど、電子媒体でもらうっていうことは私は嫌いなんです。
情報管理課長	承知いたしました。
加藤委員	なのでそれが欲しいっていうのと、あと内規で決まっているってことですよ。そのWebexっていうのは、杉並区で決まっているって言うんですけど、どうしてそれが動かせないのか全く理解できないんですけど。いや、Zoomだったら別にURLをクリックして終わらなわけですよ。Webexは場合によって、立ち上げがすごい遅かったり、パスワードを入れなくちゃいけないから面倒くさいんですよ。そんなにセキュリティが重要ですか

	<p>ね。重要だったらそもそも使わなければいいと思うんですけど。しかも審議会は公開もされているわけでしょ。それでなんでWebexにこだわらなくてはいけない理由があるのかもわかんないですよ。手間暇が結局こっちにかかるんですよ。だから、なるべく他の楽な代替手段があるなら、別にそっちの方がいいじゃんっていうのを考えてくれてもいいんじゃないですか。なんでそれにこだわるのかもちょっとわかんないですよ。同じことを他の自治体でも言ってZoomになりましたけど。大きい事故をやったのは知っていますよ。だけどそれ以外にないじゃないですか。あともう外国の会社を使ったら、リスクがいっぱいあるでしょう。何をそこまでちょっとこだわっているのか、よくわかりませんよって言っているだけなんですけど。私もセキュリティ専門じゃないから、もしかしたら佐藤委員あたりから、いやいやだめですとかあるのかもしれないですけど、その辺もあるのかも含めてちょっと教えてくださいということですよ。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>この会議のソフトなんですけど、私の認識が違っていたら申し訳ありませんが、人数がそんなに多くなかったりとか、あと時間が30分とか60分とかで切れてしまって、もう1回つなぎ直さなきゃいけないっていうのをちょっと聞いたことがあります。</p>
加藤委員	<p>違いますよ。その一定のお金を払えば、大した額じゃないですよ。そうすればその辺の条件は外れますから。Webexは無料ですか。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>確か有料でやっていたと思います。</p>
加藤委員	<p>だったら全然同じですよ。Zoomも無料だと、40分という制約がかかっていますけど、要するに年間本当にわずかな額で、ちょっと払えば、普通に、全然支障なく使えますけど。まあいいですけど、役所で決まっているからとかそういう役所的な回答はやめて欲しいですよ。人が質問している時に。どういうことなんだろうと思うんですよ、公務員の人の回答は。何かで決まっているから動かせないって意味なのか、全然意味がわかんないです。</p>
浅見部会長	<p>部会の事務局だけでは決められないような気がしますので、ちょっとそこは継続して検討していただきたいということで、よろしくお願いします。</p>
加藤委員	<p>役所の人がある回答をするから市民の人は怒るんですよ。実質的な意味を聞いているんじゃないですか。それをうちではこう決まっていますって、そんな馬鹿な話がありますか。それはなぜかって聞いているんですよ。根拠を聞いているに決まっているじゃないですか。今すぐできますって言ってくれなくてもいいですよ。ご検討いただければありがたいなど。</p>
浅見部会長	<p>それでは、とりあえず今日の議題が終わりまして、積み残しや継続審議が出てしまったので、ちょっと今後の進行を事務局と考えますけど、場合によってはあと1回で終わらない可能性もあるので、その前にももしかしたらもう1回追加して部会ということもあり得るかもしれませんので、その際はご了承ください。</p>

	他に事務局から何かご連絡はありますでしょうか。
情報公開係長	<p>次回の第3回のご連絡になります。第3回の部会ですが、9月5日月曜日の午後2時からを予定しております。会場は、杉並区役所西棟にございます6階第7会議室の予定でございます。</p> <p>それから先ほどちょっと申し上げましたが、第1回部会の会議録についてですけれども、現在、事務局のほうで会議録の作成を進めておりますので、でき上がり次第、委員の皆様にご確認いただきまして、確認が取れましたらば、資料とともにホームページに掲載する予定でございます。なお、審議会と同様、お名前につきましては記載しない形での会議録の掲載を予定しております。</p> <p>最後に、本日の部会に関する報償費につきましてですが、第1回部会の報償費とあわせまして、8月にご指定の口座にお支払いいたします。支払明細につきましては、本日こちらの会場のほうにお越しの委員の皆様につきましては、席上に配布しております。また、オンラインによりご参加の皆様には、郵送にてお送りいたしますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。事務連絡につきましては以上でございます。</p>
加藤委員	<p>時間が長いので、もう終わりにしますけど、私が杉並区の審議会に入ったときにお伺いしたんですけど、検討しますって一生検討しないなと思っていたんですけど、審議会で発言した委員の名前を消すって意味がどこにあるんですかね。さっきの水町委員のご意見からすれば、水町委員がそのことを言ったってことが重要だと私は思うんですよ。委員の誰かが言ったってことが重要なのか、そういうふうに発言した人がいるんじゃないかみたいなのが重要なのか、私は基本的に、税金から我々当然審議会の手当をもらっているんですよ。そこで審議しているにもかかわらず、名前を消して出すっていうのは何か逆にすごい違和感を覚えて、不思議ではないんですよ。前にどこかで聞いたときに、発言をとらえて市民の人から批判を受けるからなどと伺いましたが、でもそういうことを含めて我々仕事引き受けているんじゃないかなと思うんですよ。もちろんそこで何かあったら、警察が動くんですけど、会議を公開したりしているにもかかわらず、議事録になると名前を消すっていう意味が、私はちょっとわかんないなっていうのが個人的にはありますね。</p>
浅見部会長	議事録の名前は消えていましたっけ。
加藤委員	消えているんですよ。会長もしくは委員の名前消して書いているんですよ。だけど、やっぱり水町委員の意見なのか誰の意見なのかってことは重要じゃないですかと思うのですよ。
情報管理課長	<p>ご意見ありがとうございます。今回の部会の議論につきましては、今までそういった取扱いはしてきたところではあるんですが、まさに今の意見もおっしゃるとおりのところでございますので、委員の皆様にご了承をいただけるようであれば、ちゃんと名前を載つけたような形で、公開をさせていただきたいと思います。</p>

加藤委員	<p>ここにいるメンバーで同意しないってことはないと思うんですよ。だけど、審議会とかだったらいそうな気がするんですよ。でも、それがやっぱりおかしいと思うんです。そういう方は引き受けてはいかんと思うんですよ。無責任なんですよ。やっぱり自分の発言には責任を持つ、それは当たり前ですよ。間違ったらごめんなさいって謝りますが私は。責任の所在を明らかにしないような方針っていうのは、おかしいですよ。しかも同意なんか本当は必要ないと思いますよ。人として当たり前のことだと思うんですよ。</p>
浅見部会長	<p>この部会の議事録は皆さん頭名でよろしいですか。  それではこの部会の議事録はそういう取扱いとしましょう。  他に何かございますでしょうか。大丈夫ですか。  長時間にわたって、皆様お疲れ様でした。これで第2回部会を終了します。</p>